

内部統制報告制度の運用の見直しに向けての論点について(案)

論点	検討の方向性	前回の部会での意見
<p>1. 内部統制監査の「レビュー」化の是非</p> <p>○ 内部統制監査を「レビュー」化するかどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の内部統制報告制度における「レビュー」とは何か ・欧州における「レビュー」の状況 ・内部統制監査を「レビュー」化した場合の実務への影響 <p>→ 内部統制監査を「レビュー」化することによるメリ・デメを検討する</p>	<p>● 制度化における検討経緯、欧州の「レビュー」状況、監査人の立場から「レビュー」化した場合の実務への影響について検証のうえ、内部統制監査の「レビュー」化の是非について議論してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期報告、内部統制報告など、日本の開示制度は特にヨーロッパと比較した場合に加重になっているおそれがあり、簡素化が必要である。内部統制監査を採用している限り、制度の大幅な簡素化・効率化は望めない。ヨーロッパでは、レビュー方式を採用している。 ・ アメリカとは違った効率的な制度設計がなされており、内部統制監査に基づく効果及びコストを考えた場合、あえてレビューに移行する必要はないのではないか。
<p>2. 「重要な欠陥」の用語の見直し</p> <p>○ 「重要な欠陥」の用語を見直すかどうか</p> <p>「重要な欠陥」という用語が、欠陥企業であるかのような誤解を生むというのは、以下のいずれであるか。</p> <p>① 内部統制報告書及び内部統制監査報告書に「重要な欠陥」と記載されることにより、投資家等の企業の外部者が誤解するおそれがあることが問題なのか</p>	<p>● 「重要な欠陥」の用語を見直すこととしてはどうか。</p> <p>その場合、誤解の内容が、</p> <p>① の場合は、内部統制報告書及び内部統制監査報告書において、「重要な欠陥」という用語を使用しないようにし、「有効でない旨」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当制度が一般投資家向けのディスクロージャーを目的としたもので、投資家の投資判断に少なからず影響を与えることを考えると、「重要な欠陥」は、あたかも企業自体に欠陥があるかのような誤解を招くおそれはないか。 ・ 一般投資家に対してはある程度インパクト

論点	検討の方向性	前回の部会での意見
<p>② 定義や判断基準に問題があるからなのか</p>	<p>のみ記載」することとしてはどうか。</p> <p>② の場合は、用語の変更も含めて定義や判断基準について検討することでどうか。その際、例えば、「重要な欠陥」に代わる用語としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 重要な(or著しい)不備 b. 重要な(or著しい)弱点 c. 重要な(or著しい)弱み d. 重要な(or著しい)要改善事項 <p>といった用語が考えられる。</p>	<p>トのある用語が必要ではないか。</p>
<p>3. 「事業規模が小規模」な会社の定義</p> <p>○ 「事業規模が小規模」な会社の定義をすべきか。</p>	<p>● 定義を設けることは困難であり、定義は設けないこととしてはどうか。</p> <p>ただし、「事業規模が小規模で、比較的簡素な組織構造を有している組織等」と修正し、よりきめ細かい対応をすることが可能であることを明確化してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義付けをしないと、無用の混乱を招くのではないか。 ・ 小規模のメルクマールとしては、例えば、1部上場、2部上場、新興市場における基準を勘案するのはどうか。
<p>4. 評価手続等に係る記録及び保存の簡素化・明確化</p> <p>○ 利用できる証憑として、「メモ」という表現を再検討すべきではないか。</p>	<p>● 「メモ」を「覚え書」とすることではどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「メモ」という表現の場合、利用できる証憑として認められない可能性がある「走り書き」などが含まれるおそれがないか。

論点	検討の方向性	前回の部会での意見
<p>5. 持分法適用会社に係る評価・監査方法の明確化</p> <p>○ 確認書面だけでは、持分法適用会社の評価方法として不十分ではないか。</p>	<p>● 前回部会での提案でどうか。 (親会社が上場会社である場合、には、当該親会社等から何らかの確認書面を入手をすれば足りることを実施基準で明示)</p>	<p>・ 持分法適用関連会社は支配関係にはなく、実際の業務プロセスの評価までは困難であるケースが多いが、例えば、経営者の陳述書のような確認書面のみでは、評価方法として不十分であり、重要な関連会社については、最低限、全社統制、全社的な観点で見る決算プロセスを質問書などで評価すべきではないか。</p>
<p>6. 評価対象範囲の絞り込み(省略できる範囲の拡大)</p> <p>○ 数値基準を削除するか。</p> <p>○ 前年度評価対象に含まれている事業拠点の評価範囲からの除外は何年間のブランクを認めるか。</p> <p>○ 売上等の一定割合は、結果として概ね 2/3 程度を大幅に下回ってもよいか。</p>	<p>● 数値基準は削除しないことではどうか。</p> <p>● 「状況に変化がない」等の要件を満たしていれば、結果として、ブランク期間は2年以上となる場合もあり得るということではどうか。</p> <p>● 結果として、2/3を大幅に下回ることになる場合もあることではどうか。</p> <p>● 評価範囲の絞り込みができるのは、業務プロセスであり、全社統制及び決算財務報告プロセスについては別途であることを明示することとしてはどうか。</p>	<p>・ 内部統制報告制度は、元々、重要な事業拠点を、売上高の2/3に区切ったことや、監査人のダイレクトレポーティングの不採用等により、非常にバランスがとれており、さらに籬を外すということになれば、内部統制の実がなくなってしまうおそれがないか。</p> <p>・ 重要な事業拠点の一定割合について、見直しイメージ②に「当該事業拠点が前年度の評価範囲に入っており～評価範囲としないことが考えられる」とあるが、これは何年間の空白を許容するのか(前年度に限定するのか)。</p> <p>・ 数値基準は、実務で既に定着しており、現行の基準で特に不都合な点はないの</p>

論点	検討の方向性	前回の部会での意見
<p>7. 対象とする統制やサンプリング方法等の緩和</p> <p>○ 経営者のサンプルを利用するより、経営者の評価結果を利用するとした方がいいのではないか。</p>	<p>● 基本的には前回部会での提案かどうか。</p> <p>(経営者が抽出したサンプルの妥当性の検討及び経営者による作業結果の一部についての検証を行った上で、経営者が評価において選択したサンプルを自ら選択したサンプルの一部として利用できる。<u>この結果、経営者が適切にサンプルを抽出している場合には、経営者が抽出しているサンプル以外に、監査人が自らサンプルを選択する必要がない場合もある。</u></p> <p><u>監査人は、前年度において、内部統制の評価が良好であった業務プロセスなどについては、業務プロセスの大きな状況の変化など新たに確認すべき事項がない限り、経営者や内部監査人が抽出したサンプルを活用するなど効率的な手続の実施に留意する。)</u></p>	<p>ではないか。</p> <p>・ 見直しイメージ③の場合、監査人は会社がやったサンプルをそのまま使うようなイメージがあるが、サンプルについて、基本的には会社のサンプルを利用するのではなく、会社の評価結果を利用することの方が監査実務のイメージに合うのではないか。</p>